

1 議 事 日 程 (第 3 日)

(平成 2 9 年第 1 回有田川町議会定例会)

平成 2 8 年 3 月 2 3 日

午前 1 0 時 1 4 分開会

於 議 場

- | | | |
|--------|----------|--|
| 日程第 1 | 議案第 6 号 | 平成 2 9 年度有田川町一般会計予算 |
| 日程第 2 | 議案第 7 号 | 平成 2 9 年度有田川町国民健康保険事業特別会計予算 |
| 日程第 3 | 議案第 8 号 | 平成 2 9 年度有田川町後期高齢者医療特別会計予算 |
| 日程第 4 | 議案第 9 号 | 平成 2 9 年度有田川町介護保険事業特別会計予算 |
| 日程第 5 | 議案第 10 号 | 平成 2 9 年度有田川町特別養護老人ホーム等事業特別会計予算 |
| 日程第 6 | 議案第 11 号 | 平成 2 9 年度有田川町簡易水道事業特別会計予算 |
| 日程第 7 | 議案第 12 号 | 平成 2 9 年度有田川町公共下水道事業特別会計予算 |
| 日程第 8 | 議案第 13 号 | 平成 2 9 年度有田川町農業集落排水事業特別会計予算 |
| 日程第 9 | 議案第 14 号 | 平成 2 9 年度有田川町簡易排水事業特別会計予算 |
| 日程第 10 | 議案第 15 号 | 平成 2 9 年度有田川町浄化槽事業特別会計予算 |
| 日程第 11 | 議案第 16 号 | 平成 2 9 年度有田川町かなや明恵峡温泉特別会計予算 |
| 日程第 12 | 議案第 17 号 | 平成 2 9 年度有田川町岩倉財産区管理会特別会計予算 |
| 日程第 13 | 議案第 18 号 | 平成 2 9 年度有田川町栗生財産区管理会特別会計予算 |
| 日程第 14 | 議案第 19 号 | 平成 2 9 年度有田川町城山山林財産区管理会特別会計予算 |
| 日程第 15 | 議案第 20 号 | 平成 2 9 年度有田川町八幡山林財産区管理会特別会計予算 |
| 日程第 16 | 議案第 21 号 | 平成 2 9 年度有田川町安諦山林財産区管理会特別会計予算 |
| 日程第 17 | 議案第 22 号 | 平成 2 9 年度有田川町水道事業会計予算 |
| 日程第 18 | 議案第 23 号 | 有田川町税条例等の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 19 | 議案第 24 号 | 有田川町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 20 | 議案第 25 号 | 有田川町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 21 | 議案第 26 号 | 有田川町ふれあい交流館条例の制定について |
| 日程第 22 | 議案第 27 号 | 有田川町老人憩の家条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 23 | 議案第 28 号 | 有田川町使用料の徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 24 | 議案第 29 号 | 有田川町水道事業及び簡易水道事業の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 25 | 議案第 30 号 | 有田川町個人情報保護条例等の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 26 | 議案第 31 号 | 有田川町清水コミュニティセンター条例を廃止する条例の制定について |

日程第27 議案第32号 有田川町道路線の認定について

日程第28 議案第33号 有田川町道路線の認定について

日程第29 議案第34号 有田川町公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する基本協定の変更について

追加日程第1 議長辞職の件

追加日程第2 選挙第1号 議長の選挙

追加日程第3 副議長辞職の件

追加日程第4 選挙第2号 副議長の選挙

追加日程第5 選挙第3号 和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

日程第30 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

日程第31 常任委員会の閉会中の継続審査及び調査の件

日程第32 特別委員会の閉会中の継続調査の件

日程第33 議長への委任について

2 出席議員は次のとおりである（15名）

1番	谷 畑 進	2番	小 林 英 世
3番	辻 岡 俊 明	4番	林 宣 男
6番	殿 井 堯	7番	佐々木 裕 哲
8番	岡 省 吾	9番	森 谷 信 哉
10番	堀 江 眞智子	11番	中 山 進
12番	新 家 弘	13番	湊 正 剛
14番	増 谷 憲	15番	橋 爪 弘 典
16番	亀 井 次 男		

3 欠席議員は次のとおりである（1名）

5番 森 本 明

4 遅刻議員は次のとおりである（なし）

5 会議録署名議員

9番 森 谷 信 哉 10番 堀 江 眞智子

6 地方自治法第121条により説明のため出席した者の氏名（13名）

町 長	中 山 正 隆	副 町 長	山 崎 博 司
住民税務部長	清 水 美 宏	福祉保健部長	早 田 好 宏
総務政策部長	中 裕 準	消 防 長	栗 栖 誠
産業振興部長	立 石 裕 視	建設環境部長	佐々木 勝
総 務 課 長	竹 中 幸 生	企画財政課長	中 屋 正 也
教育委員長	堀 内 千 佐 子	教 育 長	楠 木 茂
教 育 部 長	山 田 展 生		

7 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名（2名）

8 議事の経過

開議 10時14分

○議長（佐々木裕哲）

おはようございます。

5番、森本明君から欠席の届けがありましたので報告します。

ただいまの出席議員は15人であります。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

また、本日の説明員は、町長ほか12人であります。

……………日程第1 議案第6号……………

○議長（佐々木裕哲）

日程第1、議案第6号、平成29年度有田川町一般会計予算を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

14番、増谷です。議案第6号について質疑をさせていただきます。

まず、普通交付税の推移が気になっています。合併によって算定替えと一本算定との差が出ています。当初は12億円ぐらいの試算だったと思うのですが、平成29年度の時点で、試算として算定替えと一本算定の差額はどれぐらいの額になっているのか示していただきたいと思います。

2つ目に、公共施設等総合管理計画について策定するというふうになっていますが、既に策定となっていれば、議員にぜひ提出を求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

3つ目に、町内業者に対する経済的な支援という形で、町が発注する消耗品や備品の発注率、地元発注率をやはり高めて、地域経済を支えるという意味からも大事だと思うのですが、地元発注率についてどういうふうに引き上げを努力しているかという点でお伺いしたいと思います。

それから、4つ目に、地方創生事業についてさまざまな議員からの意見がありましたけれども、その中でこれから5年間の事業であります。もう既に2年目を迎えているわけですが、今後どのようになっていくかも含めて、ちょっと不透明な部分もあるんじゃないかということを含めて、地方創生事業にかかわって、古民家活用について御説明をいただきたいと思います。

それから、次に、防犯灯のLED化についてであります。防犯灯について町が運営している、町が全部管理している防犯灯については国の補助制度がありますが、この際、経済的な効率と、最少の財源で最大の効果を上げる観点から、こういう国の制

度も利用するというのは大いにいいのではないかと思います、その点、いかがでしょうか。

それから、次に、学校を除く和式トイレの洋式化への改善がどこまで進んでいるかということなのですが、昨年の当初予算でも清水会館の洋式化についてお聞きしたわけですが、その後、どのようになっているかという点と、あとの施設の洋式化については、もう十分なのかお答えいただきたいと思います。

次に、金屋の第一、第二、第三保育所の給食調理業務の民間委託についてであります、1つは食中毒などの事故が起こった場合の責任の所在と賠償が明確になっているのかという点であります。

2つ目に、給食運営で保育士との連携はできないことになっていますから、日々の子どもの状況をつかんで、調理がきちりできるかどうかという点での対応はどうなるかお伺いしたいと思います。

次、3つ目に職業安定法施行規則第4条第4項で、受託事業者がみずからの機材で調理をしなければならないとなっていますけれども、現実には町の調理施設や機材を使うことになると思うのですが、この法から行きますと、施行規則から言いますと使えないのですが、この点はどのようになるのか伺いたいと思います。

4つ目、この問題での、労働安全衛生法上、施設の改善などが出てきても、業者自体は改善ができないですよね。この点はどのようになるのかお伺いしたいと思います。

次に、保育所にかかわってですが、今、土曜保育をやっています。これは旧3町別でいうと、地域的には吉備の藤並保育所でしかやっておりません。そうなりますと、例えば清水などの保護者から要望があっても、なかなか土曜保育に行けないという条件があると思うのですが、その点、どのように。要望があれば、やっぱり清水地域でも土曜保育を開く必要があるのではないかと思います、その点はいかがでしょう。

次に、民間保育所の保育士の昇給財源について、12年目ぐらいまでは上からの補助がおりてくると聞いているのですが、これは本当にそうなのかどうか伺いたいと思います。保育価格である、公定価格はどのようになっていますか。

次に、民間保育所のコスモス保育所についてであります、キャリアアップ制度を導入されるのか、これは今度始まる制度だと聞いているのですが、副主任保育士、専門リーダーは研修を受けていれば、4万円の加算があると聞いていますが、その点はいかがでしょう。

次に、集団検診について伺います。今、集団検診の体制についてであります、受診率の向上で、今、早期発見が問われていますが、実際、検診センターの人員や設備を考えますと、集団検診の体制が十分でなく、受診者数をふやすことはできないと言われています。担当からもそのように伺っておりますが、その実態があるのか、あったとすれば、どのように改善していくのか問われていると思うのですが、いかがでしょうか。あわせて、こころの医療センターにあるMRIですが、これはもう耐用年数

が来ておりまして、もう使えないということで、この春先から使えないというふうに聞いております。局長さんにお聞きしましたら、更新するには3億円からの金がかかると。耐用年数も数年だということで、なかなか更新しづらいということで、CTしか対応できないということになっております。CTとMRIとは機能的には違うようですが、この点もやはり有田の中核の医療機関の1つでありますから、やはり要望すべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

もう1つ、ひきこもり対策について伺います。有田地方にはひきこもり対策についての、居場所がなくて、いろいろな相談センターはありますけれども、実際は保護者からそういう居場所をつくってほしいという声も聞きます。1市3町で協議して居場所づくりに向けて検討するべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（佐々木裕哲）

総務政策部長、中裕準君。

○総務政策部長（中裕 準）

ただいまの増谷議員の質疑に対して、お答えさせていただきたいと思います。

まず、1点目の交付税の合併算定と一本算定の基準額の差は今、平成29年度予算でどのように考えているのかということでございますが、うちのほうで平成29年度当初予算を算定するに当たりまして、見込みの中では5億1,400万円程度が差額であるというふうに見込んでおります。

次の、公共施設等総合管理計画についてでございますけれども、現在、最終の調整を行っているところであります。ただし、今月末には作成し、公表しなければいけないということになっておりまして、そのような形で事務を進めております。その時点で議員さんにも配付させていただきたく考えております。

次の、消耗品とか備品購入の地元発注率の引き上げということでございますが、現在、地元業者で調達できるものにつきましては、地元業者を含めた形で見積もりをとりました上で購入を行っているところでございます。今後についても、そのような方向で考えていきたいというふうに考えております。

防犯灯のLED化についての国の補助制度ということでございますけれども、調べてみますと、管理主体が自治体であるということがありまして、そういうふうな自治体とリース会社がリース契約を結んだ場合に、取り付け工事費について環境省の補助が受けられるということでございますが、現在のところは考えておりません。

続きまして、清水会館のトイレの和式から洋式化についてでございますが、清水会館の男子トイレにつきましては、平成27年度で洋式に改修済みでございますが、女子トイレにつきましても、平成28年度で改修をしたところでございます。残りの施設につきましては、一応、地域の方が集まったりとかする、安諦地区基幹集落センターでありますとか、五郷生活改善センターでありますとか、文化センター、そういうものにつきましては現在、洋式化されているということでございまして、今後について

もそういうふうな施設がありましたら、利用頻度を考えて検討していきたいと考えております。

私のほうからは以上です。

○議長（佐々木裕哲）

教育部長、山田展生君。

○教育部長（山田展生）

増谷議員の質疑にお答えさせていただきたいと思います。

保育所の給食業務の委託の件なんですけれども、1番目の損害賠償の件につきましては、契約書で損害賠償については明記する予定となっております。

また、2番目の件なんですけれども、業務委託の仕様書では町の栄養士や保育所長の指示に従うことや、保育所及び家庭と連携、当日の体調等を考慮し、臨機応変に対応するよう明記し、安全、安心の徹底を図っております。

3番目、給食調理等の業務に係る町有財産使用貸借契約書を結ぶ予定となっております。各施設の設備等を使用させる予定となっております。

続きまして、使用設備等の改修についてでございますが、修繕については定めております。また、改修については、業者との協議のもと、必要があれば町が改修していく予定となっております。

続きまして、土曜保育所開設の件なんですけれども、議員、おっしゃるとおり、今、現在、人員等の都合で藤並保育所、1カ所での土曜保育を行っております。今後も人員等の都合上、藤並保育所、1カ所で行っていきたいと考えております。

民間保育所昇給財源の12年目についての頭打ちと言ったらおかしいのですけれども、積算ではございますが、これにつきまして国の補助金の制度につきましては、処遇改善等の加算率ということで、表記されております。その施設の、平均11年を超える場合は加算率12%、頭打ちとなっております。

続きまして、保育価格ではございますが、平成29年3月分の当町の私立保育園の保育単価について、少し述べさせてもらいます。標準時間についての各区分で言わせていただきます。四、五歳児につきましては、6万5,940円、3歳児につきましては8万580円、一、二歳児につきましては12万8,030円、ゼロ歳児につきましては20万1,920円となっております。これについては平成29年度3月分の積算です。

続きまして、キャリアアップ制度の導入ということなんですけれども、これにつきましても具体的な金額というのは出ておりませんが、キャリアアップのパス、届け出という書類によって、平成28年4月1日から町内私立保育所は届け出を出しております。それによって、処遇改善等の加算率について、されていない場合が1%減ということなんですけれども、1%減がなしということで、加算されているということになっております。

以上です。

○議長（佐々木裕哲）

福祉保健部長、早田好宏君。

○福祉保健部長（早田好宏）

増谷議員さんの御質疑2点についてお答えいたします。

まず、1点目の集団検診の体制が不十分でないかとの御質疑につきましては、現在の和歌山県民総合健診センターの体制では県下各市町村へ割り当てできる検診日程がいっぱいであり、まちとしての集団検診日程を追加することは難しいところでございます。今後は民間医療機関等で集団検診が行える機関等も視野に入れまして、検討してまいりたいと考えております。

また、こころの医療センターのMRIの更新につきましては、現在ちょっと確認しておりませんが、更新時期でございましたら整備について県への要望等を検討してまいります。

続きまして、2点目のひきこもり対策について、有田地方には受け皿がないと聞く、現状はどうか。居場所づくりのために関係者の声を聞き、1市3町で協議することを求めたいとの御質疑につきましては、現在、ひきこもり対策についての有田地方には受け皿はございません。居場所づくりのため1市3町等で協議してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（佐々木裕哲）

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

まず、民間委託の問題なんですけども、町の施設の調理器具とか施設を使う場合、賃貸借契約が必要だと思うんですけども、もう結んでいるんですか。

それから、前年度、実施されている、きび森の保育所とか、そこではこの賃貸料はもらっているのかどうか確認させていただきたいのと、今回の金屋の3つの保育所の民間委託については、もう保護者には説明されていますか。

その点を伺いたいのと、土曜保育なんですけども、1カ所しかできないということで、人員の都合だということですが、これは保育士の体制がとれないということで把握しているのでしょうか。その点をお答えください。

○議長（佐々木裕哲）

教育部長、山田展生君。

○教育部長（山田展生）

まず、保育所の給食調理の業務の民間委託についての、設備等の賃貸借契約は結んでおります。また、前年度の契約による、きび森の保育所等についても結んでおります。それについて、賃貸借契約で使用料等はゼロとなっております。委託料を積算す

るときに、使用はゼロということで仕様書にうたっておりましたので、それによって委託料の積算をもらって、契約しているところです。

第一から第三保育所についての保護者への説明は行っておりません。調理については、今、現在と変わらない状況で行う予定となっております。

続きまして、土曜保育につきましては、今の職員の状態、配置状況では1カ所のみ開設とさせてもらっております。

以上です。

[「職員というのは保育士ですか」と増谷議員呼ぶ]

○教育部長（山田展生）

はい。保育士の人員の状態で、そういう格好でさせていただいております。

○議長（佐々木裕哲）

ほかに質疑はありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐々木裕哲）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

議案第6号について反対の立場から討論させていただきます。

まず、第一に地方創生事業の2年目を迎えましたけども、いまだに全体像が見えてこないという点であります。そして、この事業化に当たっては一部のところへの委託にもなっているのではないかということでもあります。

2つ目に、第2次集中改革プランに基づき、合理化や負担増、民間委託などの計画になっている点であります。特に、吉備の保育所に続いて、金屋の3つの保育所給食を民間委託することです。しかも、保護者には説明もされていません。また、保育士で見ますと、非正規保育士の比率が54%、必要とされている正規保育士が88人対して、現在の正規保育士は60人で、68%の充足率です。こういうことや保育士が足りないために、いわゆる育休退園となっておりますし、土曜保育についても清水では対応できないとなっております。

さらに、土曜保育については現在、二十数人から四十数人の園児が行っていますが、町内1カ所しかないため、清水地域では来れない状況にあります。子育て支援を柱にするならば、こういう点を改善すべきではないでしょうか。

そして、機関委任事務もふえて、現在の業務が多くなり、一方で正規職員を減らしてきている中で、公務労働を非正規職員や臨時雇いで対応せざるを得ない状況にあります。

3つ目に就学援助についてであります。クラブ活動費については、国は交付税算

入を認めていますし、適用せよとなっておりますが、公平の観点から我が町では実施されておられません。また消費税増税分にもあわせて額もふえているわけでありますから、対応すべきだと考えます。

4つ目に、生活扶助基準の引き下げによって、さまざまな福祉制度などを受けられる基準が引き下がり、負担増や対象から外れる場合が出てまいります。

5つ目に、マイナンバーの予算措置がされている点であります。

以上、町民の要望もくみ上げた道路予算など、たくさんありますけれども、以上の理由により反対の討論とさせていただきます。

○議長（佐々木裕哲）

ほかに討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木裕哲）

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（佐々木裕哲）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第2 議案第7号……………

○議長（佐々木裕哲）

日程第2、議案第7号、平成29年度有田川町国民健康保険事業特別会計予算を議題といたします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

議案第7号について質疑をさせていただきます。

高額療養費制度について伺いますが、この制度は8月から住民税課税の70歳以上を対象にして、負担上限額を引き上げます。年収370万円未満だと外来負担上限額、月額2,000円ふえて、1万4,000円になり、入院に当たっては1万3,200円ふえて、5万7,600円になると聞いておりますが、この数字は間違いはないのでしょうか。また、町が納める納付金はどのくらいか。これは広域連合化に伴う制度であります。納付金から割り出す標準保険料率はどうなっているか、また試算はされているのか。そして、納付金はどうやって決定、平成29年度税額を参考に決めるのではないかと思います。この点はいかがでしょうか。

以上です。

○議長（佐々木裕哲）

住民税務部長、清水美宏君。

○住民税務部長（清水美宏）

増谷議員さんの御質疑にお答えいたします。

1つ目の、高額療養費制度は8月から住民税課税の70歳以上を対象に、負担上限額を引き上げ、年収370万円未満で、外来負担上限額が月額2,000円ふえて、1万4,000円になり、入院では1万3,200円ふえて、5万7,600円になるのかということですが、議員、おっしゃるとおりでございます。今回の見直しは医療費の伸びを抑制して、医療保険制度の持続可能性を高めるため、世代間の公平や支払い能力に応じた負担を求める観点からの見直しでございますので、御理解のほどよろしく願いいたします。

2つ目の、国保広域化に係る納付金と標準保険料率などのことですが、納付金、また標準保険料率の確定額が示されるのは平成30年1月が予定されており、現状ではまだ示されておりません。現在、仮に平成29年度から新制度に移行するとした場合の仮算定を県において行っているところです。国からの財政支援額が確定していない状況の中で、あくまで仮算定としまして示される算定結果により、今後、県と市町村課で協議、検討を行ってまいります。

また、平成29年度におきましても、標準保険料率、納付金の算定に必要な資料を平成29年10月ごろに提出し、当初予算案作成時までに県から標準保険料率、納付金が示され、町保険税率が決定できるよう、年内での納付金、標準保険料率、確定数値の提示を求めています。納付金は医療費推計、市町村所得、固定資産税などをもとに試算され、県全体の医療費総額から公費を差し引いた保険料必要総額を市町村ごとの所得シェア、被保険者数シェアで案分し、医療費水準を加味して、決定されることとなっております。

以上でございます。何とぞ、よろしく願いいたします。

○議長（佐々木裕哲）

14番、増谷憲君、これでいいですか。

ほかに質疑はございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木裕哲）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

議案第7号について反対の立場から討論させていただきます。

皆さんも御存じのように、国保制度は加入者同士が支え合う相互扶助制度ではなく、

加入者全員に医療を社会が保障していく社会保障制度であると、国保法第1条で明記されています。第1にこの国保の被保険者は税の軽減世帯が2,560世帯の約4,600人と低所得者が多く、所得がなくても固定資産があれば国保税が大きくかかってきます。負担能力以上の納税を強いられる場合も出てまいります。ですから、滞納世帯も539、分納世帯が123あります。ですから持続可能などという前に、被保険者が参ってしまうのではないのでしょうか。

2つ目に、高額療養費はこの8月から住民税課税の70歳以上の負担上限額を引き上げます。外来で月2,000円、入院では13,200円が負担されます。

第3に、ことしは国保広域化に向けて事務的に進めていく年度になりますが、国保税が幾らになるのか、また今以上の負担になるのか心配しております。

4つ目に、国保税は応益割と応能割の比率が50対50に設定されています。そのために、限度額を引き上げると、その負担は結局、加入者全員に及ぶことになってまいります。

5つ目に、高い国保税をとっているため、余剰金が出ても被保険者には戻さず、基金などへ積み立てているのも問題であります。

6つ目に、基金などを使い、国保税1世帯当たりの1万円などの引き下げがないかと考えます。

7つ目に、一番大事な問題であります。国庫支出金が歳入全体に占める割合が23.7%落ち込んでいます。このことが国保会計を著しく苦しくさせた原因になっています。国はもとの45%まで引き上げるよう、求めるべきであります。

以上の理由により、反対の討論とさせていただきます。

○議長（佐々木裕哲）

ほかに討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木裕哲）

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（佐々木裕哲）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第3 議案第8号……………

○議長（佐々木裕哲）

日程第3、議案第8号、平成29年度有田川町後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

14番、増谷です。

議案第8号について質疑をさせていただきます。

今回、保険料の軽減措置についてであります。結局、今回の平成29年度は特例給付を含めて、軽減措置はようになって、負担増はようになっていくのかという点で御説明をいただきたいと思っております。

○議長（佐々木裕哲）

住民税務部長、清水美宏君。

○住民税務部長（清水美宏）

増谷議員さんの御質疑にお答えいたします。特定給付、被用者保険加入者の扶養家族から、後期高齢者医療に移った人の場合でございますけれども、被扶養者の方は加入者全員が9割軽減適用となっておりますが、平成29年度ではその9割軽減が7割軽減に見直しとなります。ただし、世帯の所得水準により、引き続き低所得者の9割軽減と、また8.5割軽減に該当する方もおられ、7割軽減との3段階の軽減措置となります。平成29年度当初見込みでは平成28年度にこの被扶養者の9割軽減特例を受けておられた722名のうち、低所得者に対する軽減措置で同率の9割軽減を受けられる方は299名おられます。影響を受ける8.5割軽減になる方は174名で、また7割軽減になる方は249名となり、合わせて423名の方が見直しの影響を受ける見込みです。

これらの見直しは平成20年度制度施行に当たり、激変緩和の観点から、国の予算措置により平成28年度まで特例が継続されていたものでございます。なお、低所得者に対する9割、8.5割軽減は当面継続されます。

以上でございます。何とぞよろしくお願いいたします。

○議長（佐々木裕哲）

ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木裕哲）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

14番、増谷。

議案第8号について討論させていただきます。

この後期高齢者医療制度はもともと国が医療費の削減を目的に75歳という年齢で

差別する医療制度を設けたのが問題でありました。保険料の所得割や均等割額を2年に1回変える仕組みになっています。所得の少ない方への軽減策もありますが、応能応益比率50対50の関係もあり、加入者全員の負担となります。県後期高齢者医療連合議会の試算でも、75歳以上、1人世帯の場合で年金220万円だと、3,300円の負担増となっています。低所得者対策の9割、8.5割軽減も今後なくす方向でありますし、8.5割軽減については来年からなくされることになっています。この問題について全国の首長さんから継続を求めている意見もだされています。国は廃止すべきではないという立場を申し上げて、以上の理由により反対の討論とさせていただきます。

○議長（佐々木裕哲）

ほかに討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木裕哲）

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（佐々木裕哲）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第4 議案第9号……………

○議長（佐々木裕哲）

日程第4、議案第9号、平成29年度有田川町介護保険事業特別会計予算を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

14番、増谷です。議案第9号について質疑をさせていただきます。

この介護保険についても、8月から第2号保険料の介護納付金を加入者割から段階的に総報酬制に移行されると聞いておりますが、そうなのでしょうか。

2つ目に、8月から高額介護のサービス費の一般区分の月額負担上限額を月3万7,200円から4万4,400円に引き上げると聞いておりますが、これは間違いのないことでしょうか、お答えいただきたいと思えます。

○議長（佐々木裕哲）

福祉保健部長、早田好宏君。

○福祉保健部長（早田好宏）

増谷議員さんの御質疑にお答えいたします。

平成29年8月から第2号保険料の介護納付金を加入者割から段階的に総報酬割へ移行につきましては、現在、国会で審議中でございます。

また、平成29年8月から高額介護サービス費の一般区分の月額負担上限額を月3万7,200円から4万4,400円に引き上げることにつきましては、議員、おっしゃるとおりでございます。

以上でございます。

○議長（佐々木裕哲）

ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木裕哲）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

14番、増谷。

議案第9号について、反対の立場から討論を行います。

今回、介護サービスの対象から外し、入院患者の追い出しを強化するなど、公的介護や医療保険を土台から崩す、医療介護総合法によって、介護にかかる予算を削減するために、本格的に実施される年度に当たります。

まず、494人の要支援1、2の方の訪問介護や通所介護事業を介護保険から外して新総合事業に振り分ける、いわゆる単なる家事援助のように変えていきます。そして、介護サービスを行う受け皿として、シルバーやNPOなどの地域へ任せてしまうことになっておりますが、しかしその受け皿となっているそういう団体ですら、今のところめどが立っていない状況になっていると聞いております。

合計所得が160万円以上の方を対象に、自己負担を1割から2割に引き上げます。82の方が対象になります。後期高齢者医療の現役並み所得が年収383万円以上であることと比べても、厳しい線引きであります。

また、施設入所者の補足給付の対象外となる方もいます。介護報酬の引き下げで事業所の撤退など、安心して介護が受けられないことも今後起こってくると心配します。介護の充実を求め施設などをふやしたり、給与を引き上げると、その分の負担は保険料にはね返る、こういうシステムを変えなければなりません。介護の必要性ではなく、幾ら払えるかでサービスの内容を決めざるを得ない状況になっております。

介護保険制度は家族介護から、社会で支える介護スローガンで出発いたしました。しかし、今や負担増やサービスのとり上げ、認定率の抑制、在宅への切りかえで無理やり元気な高齢者をつくるやり方では制度自体も今後もたなくなってくることを申し

上げまして、反対の討論といたします。

○議長（佐々木裕哲）

ほかに討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木裕哲）

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（佐々木裕哲）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第5 議案第10号……………

○議長（佐々木裕哲）

日程第5、議案第10号、平成29年度有田川町特別養護老人ホーム等事業特別会計予算を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木裕哲）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木裕哲）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（佐々木裕哲）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第6 議案第11号……………

○議長（佐々木裕哲）

日程第6、議案第11号、平成29年度有田川町簡易水道事業特別会計予算を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木裕哲）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木裕哲）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（佐々木裕哲）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第7 議案第12号……………

○議長（佐々木裕哲）

日程第7、議案第12号、平成29年度有田川町公共下水道事業特別会計予算を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木裕哲）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

14番、増谷です。

議案第12号について反対の立場から討論を行います。

第1に、消費税増税のたびに使用料や超過分が引き上がることとなります。消費税が10%になれば、また使用料の引き上げとなります。

第2に、事業を進めるほど莫大な先行投資となり、景気の悪い中でもつなぎ込みが進まない状況になります。これまでも早くつなぎ込んでもらうために早期接続奨励金の予算化を進めていますが、ことしも660万円ではありますが、なかなか大きく進んでいないのが現状であります。2月末現在の接続率は56.4%、農業集落排水事業を見ますと、5つの地域の中で10数年たっているのに89%が最高であります。

しかし、公共下水道事業ではこのようなつなぎ込みでは経営が成り立ちません。そうなりますと、使用料収入では維持できなくなり、使用料の引き上げや一般会計からの繰り入れが必要になってまいります。企業債残高もふえて、将来の財政状況が大変危惧されます。

以上の理由により反対討論といたします。

○議長（佐々木裕哲）

ほかに討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木裕哲）

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（佐々木裕哲）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第8 議案第13号……………

○議長（佐々木裕哲）

日程第8、議案第13号、平成29年度有田川町農業集落排水事業特別会計予算を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木裕哲）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木裕哲）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（佐々木裕哲）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第9 議案第14号……………

○議長（佐々木裕哲）

日程第9、議案第14号、平成29年度有田川町簡易排水事業特別会計予算を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木裕哲）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木裕哲）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（佐々木裕哲）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第10 議案第15号……………

○議長（佐々木裕哲）

日程第10、議案第15号、平成29年度有田川町浄化槽事業特別会計予算を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木裕哲）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木裕哲）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（佐々木裕哲）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第11 議案第16号……………

○議長（佐々木裕哲）

日程第11、議案第16号、平成29年度有田川町かなや明恵峡温泉特別会計予算を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木裕哲）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木裕哲）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（佐々木裕哲）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第12 議案第17号……………

○議長（佐々木裕哲）

日程第12、議案第17号、平成29年度有田川町岩倉財産区管理会特別会計予算を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木裕哲）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木裕哲）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（佐々木裕哲）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第13 議案第18号……………

○議長（佐々木裕哲）

日程第13、議案第18号、平成29年度有田川町粟生財産区管理会特別会計予算を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木裕哲）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木裕哲）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（佐々木裕哲）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第14 議案第19号……………

○議長（佐々木裕哲）

日程第14、議案第19号、平成29年度有田川町城山山林財産区管理会特別会計
予算を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木裕哲）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木裕哲）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（佐々木裕哲）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第15 議案第20号……………

○議長（佐々木裕哲）

日程第15、議案第20号、平成29年度有田川町八幡山林財産区管理会特別会計
予算を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木裕哲）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木裕哲）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（佐々木裕哲）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第16 議案第21号……………

○議長（佐々木裕哲）

日程第16、議案第21号、平成29年度有田川町安諦山林財産区管理会特別会計
予算を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木裕哲）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木裕哲）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（佐々木裕哲）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第17 議案第22号……………

○議長（佐々木裕哲）

日程第17、議案第22号、平成29年度有田川町水道事業会計予算を議題としま
す。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木裕哲）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木裕哲）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（佐々木裕哲）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

しばらく休憩します。20分から再開します。

~~~~~

休憩 11時05分

再開 11時20分

~~~~~

○議長（佐々木裕哲）

再開します。

途中ではありますが、これまで長い間、町発展のために御尽力いただきました職員の皆様が本年3月31日をもって退職されます。総務政策部長より退職される皆様の役職、氏名の紹介の申し出がありますので許可します。

総務政策部長、中裕準君。

（退職者 入場）

○総務政策部長（中裕 準）

ただいま議長のお許しをいただきましたので、本年3月31日付をもって退職する管理職の方々を御紹介させていただきます。

建設環境部長の佐々木勝さんです。

商工観光課長の今井敏郎さんです。

消防本部次長兼吉備金屋消防署長の高垣秀行さんです。

金屋第三保育所長の岡本喜美子さんです。

金屋第一保育所長の星田千秋さんです。

以上、5名の方々です。

○議長（佐々木裕哲）

退職者を代表して、建設環境部長、佐々木勝君から挨拶の申し出がありますので許可します。

建設環境部長、佐々木勝君。

○建設環境部長（佐々木勝）

今、議長のお許しをいただきましたので、僭越ではございますが、退職者を代表して御挨拶をさせていただきます。

本日は私たちのために、このような貴重な時間をいただき、まことにありがとうございます。厚くお礼を申し上げます。

さて、ここにおります私たち5名のほか、総勢14名が、この3月31日を持ちまして、有田川町役場を退職いたします。長年勤めさせていただき、大過なく退職できますのも、議員皆様方の温かい御支援、御協力と、中山町長を初めとする町執行部の皆様の御指導並びに、よき上司、先輩、同僚、後輩に支えられてのことと深く感謝しております。

今後はいち町民となり、それぞれの道を歩むこととなりますが、有田川町の発展のため何かのお手伝いのできればと考えております。今後とも変わらぬ御厚情、おつき合いをお願い申し上げます。

結びに、議員皆様方並びに町執行部の皆様方の御健勝、御多幸、御活躍を祈念申し上げ、有田川町のますますの発展に御尽力いただきますことをお願いして、甚だ簡単ではございますが、退職に当たってのお礼の言葉とさせていただきます。長い間、本当にありがとうございました。

〔拍手〕

○議長（佐々木裕哲）

退職される皆様に申し上げます。長年にわたり、役場職員として職務に精励され、その間、町の発展に献身的に取り組まれ、多大な御尽力をいただきました。これまでの御苦勞と御功績に対しまして深く敬意と感謝の意を申し上げる次第であります。本当にありがとうございました。どうか健康にはくれぐれも留意されまして、今後とも有田川町の発展のために御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。本当に御苦勞さまでございました。

〔拍手〕

（退職者 退場）

……………日程第18 議案第23号……………

○議長（佐々木裕哲）

日程第18、議案第23号、有田川町税条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木裕哲）

質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木裕哲）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（佐々木裕哲）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第19 議案第24号……………

○議長（佐々木裕哲）

日程第19、議案第24号、有田川町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木裕哲）

質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木裕哲）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（佐々木裕哲）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第20 議案第25号……………

○議長（佐々木裕哲）

日程第20、議案第25号、有田川町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木裕哲）

質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木裕哲）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（佐々木裕哲）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第21 議案第26号……………

○議長（佐々木裕哲）

日程第21、議案第26号、有田川町ふれあい交流館条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木裕哲）

質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木裕哲）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（佐々木裕哲）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第22 議案第27号……………

○議長（佐々木裕哲）

日程第22、議案第27号、有田川町老人憩の家条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木裕哲）

質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木裕哲）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（佐々木裕哲）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第23 議案第28号……………

○議長（佐々木裕哲）

日程第23、議案第28号、有田川町使用料の徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木裕哲）

質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木裕哲）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（佐々木裕哲）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第24 議案第29号……………

○議長（佐々木裕哲）

日程第24、議案第29号、有田川町水道事業及び簡易水道事業の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木裕哲）

質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木裕哲）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（佐々木裕哲）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第25 議案第30号……………

○議長（佐々木裕哲）

日程第25、議案第30号、有田川町個人情報保護条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木裕哲）

質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木裕哲）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（佐々木裕哲）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第26 議案第31号……………

○議長（佐々木裕哲）

日程第26、議案第31号、有田川町清水コミュニティセンター条例を廃止する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木裕哲）

質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木裕哲）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（佐々木裕哲）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

日程第 27、議案第 32 号及び、日程第 28、議案第 33 号の議案 2 件を一括議題としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木裕哲）

質疑なしと認めます。

したがって、日程第 27、議案第 32 号及び、日程第 28、議案第 33 号の議案 2 件を一括議題とします。

……………日程第 27 議案第 32 号及び日程第 28 議案第 33 号……………

○議長（佐々木裕哲）

日程第 27、議案第 32 号及び日程第 28、議案第 33 号の議案 2 件は本定例会第 1 日目において、産業建設住民常任委員会に付託されております。委員長より審査の経過及び結果の報告を求めます。

産業建設住民常任委員長、殿井堯君。

○産業建設住民常任委員長（殿井 堯）

委員長報告をさせていただきます。

去る 3 月 2 日、議会の初日に、当委員会に付託された、議案第 32 号及び議案第 33 号の有田川町道路線の認定に関する議案 2 件について、産業建設住民常任委員会における、審査の経過並びに結果について、御報告を申し上げます。

委員会は、3 月 3 日、委員会室において開催し、建設環境部長及び建設課長から付託案件について、各路線の概要の説明を受け、現地にて説明を聴取の上、状況の調査を行い、慎重に審査いたしました。

その結果、議案第 32 号については、川口及び岩野河地内において、国道 480 号岩野河バイパスの完成に伴い、町に引き渡しを受けた路線であり、認定基準にも該当し、町道として認定することが妥当であり、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第33号については、板尾及び杉野原地内において、国道480号板尾バイパスの完成に伴い町に引き渡しを受けた路線であり、認定基準にも該当し、町道として認定することが妥当であり、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、よろしく御審議の上、決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（佐々木裕哲）

以上、産業建設住民常任委員会から審査の経過及び結果の報告が終わりました。

日程第27、議案第32号、有田川町道路線の認定について委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木裕哲）

質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木裕哲）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（佐々木裕哲）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第28、議案第33号、有田川町道路線の認定について委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木裕哲）

質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木裕哲）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（佐々木裕哲）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第29 議案第34号……………

○議長（佐々木裕哲）

日程第29、議案第34号、有田川町公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する基本協定の変更についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木裕哲）

質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木裕哲）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（佐々木裕哲）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。再開は1時からです。

~~~~~

休憩 11時36分

再開 14時00分

~~~~~

○議長（佐々木裕哲）

再開いたします。

ただいま、教育長、楠木茂君より欠席の申し出がありましたので報告します。

ここで、副議長と交代いたします。

○副議長（岡 省吾）

暫時休憩いたします。

~~~~~

休憩 14時01分

再開 14時02分

~~~~~

○副議長（岡 省吾）

再開いたします。

本日、議長、佐々木裕哲君から議長の辞職願が提出されました。

お諮りします。

議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（岡 省吾）

異議なしと認めます。

したがって、議長の辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定いたしました。

……………追加日程第1 議長辞職の件……………

○副議長（岡 省吾）

追加日程第1、議長辞職の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、佐々木裕哲君の退場を求めます。

〔佐々木裕哲君 退場〕

○副議長（岡 省吾）

議会事務局長に辞職願を朗読させます

○議会事務局長（一ツ田友也）

辞職願。

このたび、議会の申し合わせにより、議長の辞職を申し出ます。

有田川町議会議長、佐々木裕哲。有田川町議会副議長、岡省吾様。

以上です。

○副議長（岡 省吾）

お諮りします。

佐々木裕哲君の議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（岡 省吾）

異議なしと認めます。

したがって、佐々木裕哲君の議長の辞職を許可することに決定いたしました。

佐々木裕哲君の入場を許可します。

〔佐々木裕哲君 入場〕

○副議長（岡 省吾）

ただいま議長の辞職が許可されましたので通知いたします。

しばらく休憩いたします。休憩中に議会運営委員会を開催し、終了後、全員協議会を開催しますので、よろしく願いいたします。

~~~~~

休憩 14時03分

再開 14時58分

~~~~~

○副議長（岡 省吾）

再開いたします。

お諮りします。

議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2、選挙第1号として選挙を行いたいと思
います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（岡 省吾）

異議なしと認めます。

したがって、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2、選挙第1号として選挙を
行うことに決定します。

……………追加日程第2 選挙第1号……………

○副議長（岡 省吾）

追加日程第2、選挙第1号、議長の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については地方自治法第118条、第2項の規定によっ
て、指名推選としたいと思いますが、御異議ございませんか。

11番、中山進君。

○11番（中山 進）

従来どおりの投票による選挙にしていただきたいと思います。

○副議長（岡 省吾）

異議がありますので、選挙の方法は投票で行うことといたします。

〔「投票で。ちょっと異議あるぞ。投票で行うということは投票する根拠は。ただ、今、
現在、中山議員から異議ありの言葉が出たんですけど、それは投票せんなんような
異議で出ちやるんか、2名か3名が出ちやるんよな」と呼ぶ者あり〕

○副議長（岡 省吾）

暫時、休憩いたします。

~~~~~

休憩 15時00分

再開 15時01分

~~~~~

○副議長（岡 省吾）

再開いたします。

異議ありという発声がありましたので、投票というふうにご決定させていただきます。

[不規則発言あり]

○副議長（岡 省吾）

まことに申しわけございません、不手際をお許してください。
議場の出入り口を閉めます。

[議場を閉める]

○副議長（岡 省吾）

ただいまの出席議員数は15名です。

次に、立会人を指名いたします。会議規則第32条、第2項の規定によって、立会人に9番、森谷信哉君、11番、中山進君を指名いたします。

これから投票用紙をお配りいたします。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

[投票用紙の配付]

○副議長（岡 省吾）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

[配付漏れなしを確認]

○副議長（岡 省吾）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

[投票箱を点検]

○副議長（岡 省吾）

異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

1番議員から順に投票願います。

[投 票]

○副議長（岡 省吾）

投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（岡 省吾）

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。森谷信哉君及び中山進君、開票の立ち会いをお願いいたします。

[開 票]

○副議長（岡 省吾）

選挙の結果を報告いたします。投票総数15票、有効投票15票、無効投票ゼロ票です。

有効投票のうち、湊正剛君、8票、佐々木裕哲君、7票。以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は4票です。したがって、湊正剛君が議長に当選されました。議場の出入り口を開きます。

〔議場を開く〕

○副議長（岡 省吾）

ただいま当選されました湊正剛君が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

当選された湊正剛君に発言を求めます。

湊正剛君、御登壇、お願いいたします。

○議長（湊 正剛）

今回、皆さんの御協力により、以前もお世話になっておりましたが、今回もまた皆さんの御理解によりまして、当選させていただきました。3回目ですが、また一から出直しでありますので、皆さんの御指導と御協力をよろしく願いして、私も頑張りますので、よろしく願います。

これで挨拶といたします。どうもありがとうございました。

〔拍手〕

○副議長（岡 省吾）

議長、議長席にお着き願います。

〔議長 議長席に着く〕

○議長（湊 正剛）

しばらく休憩します。そのままお待ちください。

~~~~~

休憩 15時10分

再開 15時11分

~~~~~

○議長（湊 正剛）

再開します。

副議長、岡省吾君から副議長の辞職願が提出されています。

お諮りします。

副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第3として議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

異議なしと認めます。

したがって、副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第3として議題とすることに決定しました。

……………追加日程第3 副議長辞職の件……………

○議長（湊 正剛）

追加日程第3、副議長辞職の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、岡省吾君の退場を求めます。

〔岡省吾君 退場〕

○議長（湊 正剛）

議会事務局長に辞職願を朗読させます。

○議会事務局長（一ツ田友也）

辞職願。

このたび、議会の申し合わせにより、副議長の辞職を申し出ます。

有田川町議会議長、湊正剛様。有田川町議会副議長、岡省吾。

以上です。

○議長（湊 正剛）

お諮りします。

岡省吾君の副議長の辞職を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

異議なしと認めます。

したがって、岡省吾君の副議長の辞職を許可することに決定いたしました。

岡省吾君の入場を許可します。

〔岡省吾君 入場〕

○議長（湊 正剛）

ただいま、副議長の辞職が許可されましたので、通知いたします。

しばらく休憩します。

休憩中に全員協議会を開催しますので、第1会議室にお集まりください。

~~~~~

休憩 15時13分

再開 15時56分

~~~~~

○議長（湊 正剛）

再開いたします。

お諮りします。

副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第4、選挙第2号として選挙を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

異議なしと認めます。

したがって、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第4、選挙第2号として選挙を行うことに決定しました。

……………追加日程第4 選挙第2号……………

○議長（湊 正剛）

追加日程第4、選挙第2号、副議長の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法について、私、議長が指名することにしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

異議なしと認めます。

したがって、私、議長が指名することに決定しました。

副議長に谷畑進君を指名します。

お諮りします。

ただいま、指名しました谷畑進君を副議長の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました、谷畑進君が副議長に当選されました。

ただいま当選されました谷畑進君が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をします。

当選された谷畑進に発言を求めます。

谷畑進君、御登壇お願いします。

○副議長（谷畑 進）

ただいま副議長に推選いただきまして、まことにありがとうございます。これから議会が円滑に運営できるよう、議長を補佐し、みんなの中に入って頑張っていきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願いします。

〔拍手〕

○議長（湊 正剛）

しばらく休憩します。

~~~~~

休憩 16時00分

再開 16時13分

~~~~~

○議長（湊 正剛）

再開します。

お諮りします。

ここで申し合わせによる辞職のため欠員となっています和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙の件を日程に追加し、追加日程第5、選挙第3号として議題にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

異議なしと認めます。

和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙の件を日程に追加し、追加日程第5、選挙第3号として議題とすることに決定します。

……………追加日程第5 選挙第3号……………

○議長（湊 正剛）

追加日程第5、選挙第3号、和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。定数は1人です。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、議長において指名推選したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

異議なしと認めます。

和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議員に私、湊を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しました湊を和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人に定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました私、湊が和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選しました。

会議規則第33条、第2項の規定により、当選の告知をします。

続きまして、産業建設住民常任委員会、議会活性化調査特別委員会から、副委員長互選の結果報告を受けましたので、御報告いたします。

産業建設住民常任委員会副委員長に、森谷信哉君が就任されました。よろしくお願いいたします。

また、議会活性化調査特別委員会副委員長に、辻岡俊明君が就任されました。よろしくお願いいたします。

……………日程第30 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件……………

○議長（湊 正剛）

日程第30、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件名表のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。閉会中よろしくお願いいたします。

……………日程第31 常任委員会の閉会中の継続審査及び調査の件……………

○議長（湊 正剛）

日程第31、常任委員会の閉会中の継続審査及び調査の件を議題とします。

各常任委員長から会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました常任委員会の閉会中の継続審査及び調査の件名表のとおり、閉会中の継続審査及び調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

異議なしと認めます。

したがって、各常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに決定しました。閉会中よろしくお願いいたします。

……………日程第32 特別委員会の閉会中の継続調査の件……………

○議長（湊 正剛）

日程第32、特別委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

各特別委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました特別委員会の閉会中の継続調査の件名表のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

異議なしと認めます。

したがって、各特別委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。閉会中よろしくお願ひいたします。

……………日程第33 議長への委任について……………

○議長（湊 正剛）

日程第33、議長への委任についてお諮りします。

本定例会における全ての議決事件等について、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、会議規則第45条の規定によって、その整理を議長に委任されたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。

会議規則第7条の規定によって本日で閉会したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

異議なしと認めます。

本定例会は、本日で閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。

平成29年第1回有田川町議会定例会を閉会します。

~~~~~

閉会 16時19分

以上会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

前有田川町議会議長 佐々木裕哲

有田川町議会議長 湊正剛

前有田川町議会副議長 岡省吾

有田川町議会副議長 谷畑進

9 番 議 員 森谷信哉

10 番 議 員 堀江眞智子